

統 合 勘 定

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
1 府内総生産と総支出勘定	産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の生産勘定を統合することによって算出。	
2 府民可処分所得と使用勘定	制度部門別所得支出勘定の各項目を積算することにより算出。	
3 資本調達勘定(実物取引)	制度部門別資本調達勘定の各項目を積算することにより算出。	
4 府外勘定	(1) 財貨サービスの移出(府内総生産と総支出勘定より) (2) 財貨サービスの移入(府内総生産と総支出勘定より) (3) 雇用者報酬(支払) = 府外への雇用者報酬 - (府内ベースの雇用者報酬 - 府民ベースの雇用者報酬) (4) 雇用者報酬(受取) = 府内ベースの雇用者報酬 × 府外常住の府内就業者 ÷ 府内就業者 (5) 財産所得(純)(制度部門別所得支出勘定の受払より) (6) その他の経常移転(純)(制度部門別所得支出勘定の受払より)	

制 度 部 門 別 所 得 支 出 勘 定

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
1 営業余剰・混合所得	1. 経済活動別営業余剰・混合所得の推計 雇用者報酬を経済活動別府内総生産及び要素所得の雇用者報酬に組み替える 経済活動別営業余剰・混合所得 = 府内要素所得 - (府内ベースの雇用者報酬) 2. 直接推計分 金融保険業、公的企業、住宅賃貸業については経済活動別と制度部門別の推計が一致するのでそのまま営業余剰として用いる。 直接推計の営業余剰 = { 金融保険業 + 公的企業(金融機関を除く) + 住宅賃貸業(持ち家) } の経済活動別営業余剰 3. 上記以外 その他の営業余剰及び混合所得 = (経済活動別営業余剰・混合所得 - 直接推計分) × (制度部門別営業余剰・混合所得分割比率)	事業所・企業統計(総務省) 大阪府農業協同組合年報 地方財政状況調査(府財政課) 地方公務員給与の実態(地方財務協会) 大阪の工業(府統計課)
2 最終消費支出	支出を参照	
3 雇用者報酬	分配を参照	
4 支払利子 (1) 非金融法人	1. 民間非金融法人 民間非金融法人企業支払利子 = 全国の数値 × (分割比: 金融保険業を除く従業者数) 2. 公的非金融法人 公的非金融法人企業支払利子 = 全国の数値 × (分割比: 金融保険業を除く従業者数)	関係指標 事業所・企業統計(総務省)
(2) 金融法人	1. 民間金融機関 = + 全国銀行、中小企業金融機関等、農林水産金融機関 = 各全国値 × 預金残高対全国比 その他の金融機関 = 全国数値 × 対全国比(生産系列より) 2. 生命保険会社等、年金基金 = 各全国値 × 対全国比(生産系列より) 3. 非生命保険会社等 = 全国の数値 × 対全国比(生産系列より) 4. 公的金融機関 = + + + 住宅金融公庫 = 全国の数値 × (貸付残高: 大阪府 ÷ 全国) 簡易生命保険 = 全国の数値 × 年度未保有契約保険料 + 年金額: 対全国比 日本銀行、郵便貯金 = 各全国値 × 対全国比(生産系列より) 財政融資資金特別会計、国際協力銀行、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、環境衛生金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融機関、社会福祉・医療事業団、日本育英会、中小企業総合事業団等の公的金融機関についても、全国の数値 × 対全国比(生産系列より)にて算出	金融経済統計月報(日本銀行) 事業所・企業統計(総務省) 関係指標

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
(3)一般政府	1. 国出先機関の支払利子 = (1) + 預託金利子等 + 供託金利子 (1)支払利子 = 中央政府の支払利子 × 全国銀行年度末預金残高対全国比 2. 大阪府の支払利子 = 公債費 - 元金償還額 3. 市町村の支払利子 = (1) + (2) + (3) (1)普通会計分 = 地方債元利償還金利子分 + 一時借入金利子 (2)公共下水道支払利息 (流域下水道組合を含む) (3)国民健康保険分 = 元利償還金利子分 + 一時借入金利子	財政状況調査(府統計課) 地方公営企業決算状況 (自治大阪) 普通会計決算書 直接照会
(4)家計(個人企業を含む)	1. 消費者負債利子(分配を参照) 2. その他の利子(個人企業分) (1)非農林水産業 = 全国の数値 × (非農林水産業個人企業数:大阪府 ÷ 全国) (2)持ち家 = (×) + (×) 全国の数値(銀行+その他) 業種別貸出残高個人向け設備資金:大阪府 ÷ 全国 全国の数値(住宅金融公庫) 貸付残高対全国比 = 生産系列より (3)農林水産業 = 全国値 × 全国銀行農林水産業貸出残高 + 農業協同組合貸出残高:対全国比	近畿財政経済統計年報 (近畿財務局) 金融経済統計月報 (日本銀行)
(5)対家計非営利団体	1. 支払利子 = 全国の数値 × 分割率(従業者数)	関係指標 事業所・企業統計(総務省)
5 受 取 利 子 (1)非金融法人	1. 民間非金融法人 民間非金融法人企業受取利子 = 全国の数値 × (分割比:金融保険業を除く従業者数) 2. 公的非金融法人 公的非金融法人企業受取利子 = 全国の数値 × (分割比:金融保険業を除く従業者数)	関係指標 事業所・企業統計(総務省)
(2)金融法人	1. 民間金融機関(府内分) = + + + 全国銀行 = 全国受取利子 × 貸出残高対全国比 中小企業金融機関等 = 全国受取利子 × 信用金庫貸出残高対全国比 農林水産金融機関 = 全国受取利子 × 信用農業協同組合連合会貸出残高対全国比 その他の金融機関 = 全国受取利子 × 対全国比(生産系列より) 2. 民間金融機関(府外分) = + 全国銀行 = 生産系列で算出 信用金庫・信用組合・労働金庫・商工中金・信農連 = $\{ア \times (イ \div ウ) - エ\} \times \{オ \div カ + (キ \div ク)\} \div 2$ ア 大阪府預金残高 オ 全国受取利子 イ 全国貸出残高 カ 全国貸出残高 ウ 全国預金残高 キ 全国支払利子 エ 大阪府貸出残高 ク 全国預金残高 3. 民間生命保険会社等 = 全国の数値 × 契約高の対全国比(生産系列より) 4. 年金基金 = 全国の数値 × 対全国比(生産系列より) 5. 非生命保険会社 = 全国の数値 × 対全国比 (生産系列より)(東京一括計上を除く) 6. 公的金融機関 = 全国の数値 × 対全国比(生産系列より) 住宅金融公庫 = 全国の数値 × 対全国比(生産系列より) 簡易生命保険 = 全国の数値 × 年度末保有契約保険料 + 年金額:対全国比 日本銀行 = 全国の数値 × 対全国比(生産系列より) 郵便貯金 = 全国の数値 × 対全国比(生産系列より) 財政融資資金特別会計、国際協力銀行、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、 農林漁業金融公庫、環境衛生金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融機関、 社会福祉・医療事業団、日本育英会、中小企業総合事業団等についても、 全国の数値 × 対全国比により算出	金融経済統計月報 (日本銀行) 関係指標 郵政行政統計年報 (郵政事業庁HP)

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
(3)一般政府	1. 国出先機関の受取利子 = 利子収入 + 社会保障基金の利子 2. 大阪府の受取利子 = 預金利子 + 利子及び法人企業の分配所得金 + 社会保障基金の受取利息 貸付金利子収入 = (公営企業貸付金元利収入 + 貸付金元利収入) × 利子分割合 3. 市町村の受取利子 = + + 社会保障基金の利子 普通会計分 = 財産運用収入 - 株式会社法人企業の分配所得金 - 土地建物賃貸料 + 預金利子 + 公営企業貸付金元利収入利子分 + 貸付金元利収入利子分 非企業会計分 = 公共下水道受取利息及び法人企業の分配所得金	財政状況調査(府統計課) 地方公営企業決算状況 (自治大阪) 普通会計決算書 直接照会
(4)家計(個人企業を含む)	1. 預貯金利子(分配を参照) 2. 有価証券利子(分配を参照)	
(5)対家計非営利団体	1. 受取利子 = 全国の数値 × 分割率(従業者数)	関係指標 事業所・企業統計(総務省)
6 分配所得(支払) (1)非金融法人	1. 民間企業支払分配所得 = 全国の数値 × 分割率(従業者数) 2. 公的企業支払分配所得 = 全国の数値 × 分割率(従業者数)	関係指標 事業所・企業統計(総務省)
(2)金融法人	1. 民間金融機関支払分配所得 = 府営業余剰額 × 国民間金融支払分配所得 ÷ 国営業余剰額) 2. 公的金融機関支払分配所得 = 府営業余剰額 × 国公的金融支払分配所得 ÷ 国営業余剰額)	国民経済計算年報(内閣府)
7 分配所得(受取) (1)非金融法人	1. 民間企業受取分配所得 = 全国の数値 × 分割率(従業者数) 2. 公的企業受取分配所得 = 全国の数値 × 分割率(従業者数)	関係指標 事業所・企業統計(総務省)
(2)金融法人	1. 民間金融機関受取分配所得 = 府営業余剰額 × (国: 民間金融受取分配所得 ÷ 営業余剰額) 2. 公的金融機関受取分配所得 = 府営業余剰額 × (国: 公的金融受取分配所得 ÷ 営業余剰額)	国民経済計算年報(内閣府)
(3)一般政府	1. 国出先機関の受取分配所得 = 法人企業の分配所得金収入 + 公務員宿舍貸付料 + 印刷局特別会計よりの繰入収入 2. 大阪府の受取分配所得 = 公営住宅使用料 + 大阪府職員宅舎の賃貸料 3. 市町村の受取分配所得 = 公営住宅使用料 + 財産収入のうち株式会社法人企業の分配所得金	財政状況調査(府統計課) 地方公営企業決算状況 (自治大阪) 普通会計決算書 直接照会
(4)家計	1. 家計の受取分配所得(分配を参照)	
(5)対家計非営利団体	1. 家計非営利団体の受取分配所得(分配を参照)	
8 保険契約者に帰属する 財産所得(支払) (1)金融法人	1. 生命保険 = 全国の数値(財産帰属収益 + 保険契約者配当) × (民間生命保険年度末保有契約金額(個人+団体):大阪府 ÷ 全国) 2. 簡易生命保険(郵便年金を含む) = 全国の数値(財産帰属収益 + 保険契約者配当) × (簡易生命保険保有契約保険料額 + 年金額:大阪府 ÷ 全国) 3. 非生命保険 = 全国の数値(火災・自動車・自賠責:帰属収益 + 保険契約者配当) × (対全国比) 4. 年金基金 = 全国の数値(帰属収益 + 保険契約者配当) × (対全国比)	生命保険協会HP 郵政行政統計データ年報 関係指標
9 保険契約者に帰属する 財産所得(受取) 各制度部門	1. 非生命保険 非生命保険支払額を制度部門別に分割し、計上。 2. その他の保険、年金基金 支払額の全額を家計に計上。	

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
10 賃 貸 料 (支 払) (1)非金融法人	1. 民間非金融法人 = 全国の数値 × (法人企業の土地資産額:大阪府 ÷ 全国) 2. 公的非金融法人 = 全国の数値 × (法人企業の土地資産額:大阪府 ÷ 全国)	国民経済計算年報(内閣府) 関係指標
(2)金融法人	1. 民間金融法人 = 全国の数値 × (法人企業の土地資産額:大阪府 ÷ 全国) 2. 公的金融法人 = 全国の数値 × (法人企業の土地資産額:大阪府 ÷ 全国)	国民経済計算年報(内閣府) 関係指標
(3)一般政府	1. 土地賃貸料	財政状況調査(府統計課)
(4)家計(個人企業を含む)	1. 家計賃貸料(支払) = (1) + (2) + (3) (1)農林水産業 = (田の107-ℓ当たり小作料 × 田の借入耕地面積) + {畑の107-ℓ当たり小作料 × (畑+樹園地の借入耕地面積)} (2)非農林水産業 = × (-) 一世帯当たり地代(支出系列より) 一戸建・長屋建持ち家戸数のうち借家戸数 「 」のうち専用住宅の借地戸数 (3)持ち家 = 一世帯当たり地代(支出系列より) × 一戸建て・長屋建持ち家のうち専用住宅の借地戸数	日本統計年鑑 世界農林業センサス 住宅・土地統計調査 (総務省)
(5)対家計非営利団体	1. 支払賃貸料 = 全国の値 × (全国比: 従業者数)	事業所・企業統計(総務省) 関係指標
11 賃 貸 料 (受 取) (1)非金融法人	1. 民間非金融法人 = 全国の数値 × (法人企業の土地資産額:大阪府 ÷ 全国) 2. 公的非金融法人 = 全国の数値 × (法人企業の土地資産額:大阪府 ÷ 全国)	国民経済計算年報(内閣府) 関係指標
(2)一般政府	1. 国出先機関の賃貸料 = 土地及水面貸付料 + 版權及び特許権収入 2. 大阪府の賃貸料 = 財産運用収入 - 利子及び法人企業の分配所得金 - 建物賃貸料 3. 市町村の賃貸料 = 財産収入のうち土地賃貸料 + 非企業会計分賃貸料	財政状況調査(府統計課) 決算書
(3)家計(個人企業を含む)	受取賃貸料(分配を参照)	
(4)対家計非営利団体	1. 受取賃貸料 = 全国の値 × (全国比: 従業者数)	事業所・企業統計(総務省) 関係指標
12 生 産 輸 入 品 に 課 さ れ る 税 (1)一般政府(受取)	1. 国出先機関の税 = 輸入関税 + (1) (1)その他 = + + 税関分 = 消費税 + 酒税 + たばこ税 + 揮発油税 + 物品税 国税局分 = 酒税 + たばこ税 + 揮発油税 + 物品税 + 石油ガス税 + 印紙収入 + とん税及び特別とん税 + 自動車重量税(企業分 × 1/2) + 自動車検査 登録印紙収入 + 航空機燃料税 + 電源開発促進税 国税分にかかる消費税 = 全国の消費税収納額 × 総生産の対全国比 2. 大阪府の税 = (1) + (2) + 旧法による税 + 収益事業収入(宝くじ) (1)普通税 = 事業税 + 不動産取得税 + たばこ税 + ゴルフ場利用税 + 特別地方消費税 + 自動車税(法人分 × 1/2) + 鉱区税 (2)目的税 = 自動車取得税(企業分 × 1/2) + 軽油引取税 3. 市町村の税 = 純固定資産税 + 事業所税 + 都市計画税 + 市町村たばこ税 + 入湯税 + 軽自動車税(企業分 × 1/2) + 特別土地保有税 + 諸収入のうち収益事業収入 + 国有提供施設等所在市町村助成交付金 + 交付金(固定資産税の内訳より)	地方財政状況調査 (府財政課) 市町村税徴収実績 (自治大阪) 固定資産税概要調書() 住宅・土地統計調査 (総務省)

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
13 補 助 金 (1)一般政府（支払）	1. 国補助金 = 産業別補助金の合計額 - 大阪府補助金 - 市町村補助金 2. 大阪府補助金 = (1) + (2) (1) 公営企業等に対する補助金 = 市場 + 上水道 + 工業用水道 + 港湾整備 + 宅地造成 (2) 補助費等の一部 3. 市町村補助金 = (1) + (2) (1) 地方公営企業に対する繰り出し = 上水道他会計負担金 + 上水道他会計補助金 + 自動車運送他会計負担金 + 自動車運送他会計補助金 + ロープウェイ他会計繰入金 + 簡易水道他会計繰入金 + と畜場他会計繰入金 + 宅地造成他会計繰入金 + 駐車場他会計繰入金 + 休養宿泊事業他会計繰入金 + 電気事業(ごみ発電)他会計繰入金 (2) 補助交付金の一部	地方財政状況調査 (府財政課) 地方公営企業決算状況(自治大阪) 普通会計決算書
14 所得・富等に課される 経常税 (1) 非金融法人（支払） (2) 金融法人（支払） (3) 家計（支払）	1. 非金融法人、金融法人、家計に分割計上されるもの 利子所得税、配当所得税、上場株式等の譲渡所得、府民税利子割 2. 非金融法人、金融法人に分割計上されるもの 法人税、法人特別税、府民税法人税割、市町村民税法人税割、府民税法人均等割 市町村民税法人均等割 3. 金融法人に計上されるもの 日本銀行納付金 4. 家計に計上されるもの 申告所得税、給与所得税、退職所得税、報酬料金等所得税、都道府県民税所得割、 市町村民税所得割、自動車重量税 ÷ 2、自動車税 ÷ 2、自動車取得税 ÷ 2 軽自動車税 ÷ 2、狩猟者登録税、入猟税、都道府県民税個人均等割 市町村民税個人均等割	直接照会 関係指標
(4)一般政府（受取）	1. 国の税 = (1) + (2) (1) 所得税 = + + 個人税 = ア + 申告所得税 - イ ア 源泉所得税 = 利子所得税 + 配当所得税 + 株式等の譲渡所得税 + 給与所得税 + 退職所得税 + 報酬料金等所得税 イ 還付金 = 全国還付金 × 収納済額対全国比 法人税 = 全国の法人税 × 法人事業税の徴収済額の対全国比 日本銀行納付金 = 全国の納付金 × 法人事業税の徴収済額の対全国比 (2) 自動車重量税(家計分) = 自動車重量税 ÷ 2 2. 大阪府の税 = (1) + (2) (1) 所得税 = 府民税所得割 + 府民税法人税割 (2) その他の所得・富等に課される経常税 = 府民税個人均等割 + 府民税法人均等割 + 府民税利子割 + 自動車税(÷ 2) + 狩猟者登録税 + 自動車取得税(÷ 2) + 入猟税 3. 市町村の税 = (1) + (2) (1) 所得税 = 市町村民税個人所得割 + 市町村民税法人税割 (2) その他の所得・富等に課される経常税 = 市町村民税個人均等割 + 市町村民税法人均等割 + 軽自動車税(÷ 2)	国税庁HP 大阪国税局統計書 地方財政状況調査 (府財政課) 市町村徴収実績調 (自治大阪) 直接照会
15 社会負担 ア現実社会負担 a 雇主の強制的現実社会負担 b 雇主の強制的社会負担 イ帰属社会負担	(1) 雇主が社会保障制度を管理する基金に対して支払う社会負担額、雇用者報酬より (2) 家計から社会保障制度を管理する基金に対して支払う社会負担額、 雇用者報酬より (3) 無基金雇用者社会給付と同額とする (受取) 家計 = (支払) 非金融法人 + 金融法人 + 一般政府 + 対家計	

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
16 現物社会移転以外の社会給付 (現金による社会保障給付)	特別会計(厚生年金、国民年金、労働保険等)、共済組合(長期経理分)、児童手当、基金(農業者年金基金、災害保障基金)の給付額	
(無基金雇用者社会給付)	雇用者報酬の雇主の帰属社会負担と同額とする。 退職一時金、公務災害補償費等を計上。 一般政府に該当するもの以外を制度分別に分割。 (支払)家計=(受取)非金融法人+金融法人+一般政府+対家計	
(社会扶助給付) (1)一般政府(支払) (2)対家計非営利団体(支払) (3)家計(受取)	<p>1. 国の給付=(7)+(4)+特別給付金等+遺族年金等 (7) 恩給=前年度の恩給×(全国:年金恩給+援護年金)の恩給増加率 (4) 交付国債元利支払金=交付国債元利支払金(全国)×国債元利金の対全国比</p> <p>2. 大阪府の給付=扶助費+恩給及び退職年金 3. 市町村の給付=恩給及び退職年金+扶助費-児童手当民間分の市民負担額</p> <p>1. 対家計民間非営利団体の給付=全国の数値×(対家計:従業者数対全国比)</p> <p>1. 家計(受取)=一般政府(支払)+対家計民間非営利団体(支払)</p>	<p>財政状況調査(府統計課) 地方財政状況調査 (府財政課) 決算書</p> <p>事業所・企業統計(総務省) 関係指標</p>
17 その他の経常移転	<p>1. 罰金 以下により制度部門別分割 総額(一般政府)×(所得・富等に課される税÷所得・富等に課される税総額)</p> <p>2. 対家計民間非営利団体への経常移転 (1)受取=全国の数値×(従業者数:大阪府÷全国) (2)金融機関、非金融法人の支払 金融機関=(全国の数値:金融機関+非金融法人)×(法人事業税:大阪府÷全国) ×(寄付金のうち金融保険業÷寄付金合計) 非金融法人=(全国の数値:金融機関+非金融法人)×(法人事業税:大阪府÷全国)-金融機関支払分 (3)家計の支払=その他の負担金、信仰・祭祀費</p> <p>3. 対家計民間非営利団体以外への経常移転 家計間の仕送り金・贈与金</p>	<p>関係指標 事業所・企業統計(総務省)</p> <p>直接照会 家計調査(総務省) 全国消費実態調査(総務省)</p>
18 年金基金年金準備金の変動	<p>(1)家計(受取)=雇主の自発的社会負担+雇用者の自発的社会負担 -年金基金による社会給付 (2)金融機関(支払)=家計(受取)</p>	

制度部門別資本調達勘定（実物取引）

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
1 総固定資本形成	支出系列より、制度部門別に計上。 （参考）(1)国出先機関＝施設費－住宅建設費－土地購入・換地清算金 －(国有財産売払収入－土地・立木売払代－貴金属等売払代－証券売払代) (2)大阪府＝(ア)＋(イ) (ア)普通会計分＝普通建設事業費及び災害復旧事業費のうちその団体で行うもの－住宅－用地取得費 (イ)非企業会計分＝下水道分の資本的支出のうち建設改良費 (3)市町村＝(ア)＋(イ) (ア)普通会計分＝普通建設事業費及び災害復旧事業費のうちその団体で行うもの－住宅建設費－用地取得費 (イ)非企業会計分＝下水道分の建設改良費－土地購入費－固定資産売却代	財政状況調査(府統計課) 地方財政状況調査 (府財政課) 地方公営企業決算状況(自治大阪) 府内市町村決算の状況(自治大阪) 大阪市決算書 大阪市下水道決算書
2 (控除)固定資本減耗	生産系列より、制度部門別に計上。 固定資産減耗＝産出額×固定資産減耗比率 固定資産減耗比率＝減価償却比率×(1＋資本偶発損比率)	
3 在庫品増加	支出系列より、制度部門別（非金融法人企業、家計）に計上。	
4 土地の購入（純）	一般政府のみ推計 (1)国出先機関＝土地購入・換地精算金－土地・立木売払収入 (2)大阪府＝(ア)－(イ) (ア)土地の購入＝用地取得費の合計－公営住宅－補償費 (イ)土地の販売＝財産売払収入のうち土地建物＋立木竹 (1) 市町村＝(ア)－(イ) (ア)土地の購入＝ 普通会計分＝用地取得費総額－補償費－公営住宅の用地費＋公営住宅の補償費 非企業会計分＝下水道土地購入費＋国民健康保険公有財産購入 (1)土地の売却＝大阪市都市計画事業収入＋財産売払収入のうち土地・建物と立竹木	
5 貯蓄投資差額	貯蓄・資本移転による正味資産の変動と貯蓄投資差額を除く資産の変動の差額として算出する。 貯蓄投資差額＝(貯蓄＋資本移転(純))－総固定資本形成－固定資本減耗 ＋在庫品増加＋土地の購入（純）	
6 貯蓄	制度部門別所得支出勘定より	
7 資本移転等（純）	資本移転（受取）－資本移転（支払）	

その他（社会保障基金にかかる推計）

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
<p>1 社会 保 障 基 金 (1) 社会 保 障 負 担 (府内徴収済額)</p>	<p>社会保障負担 = (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8)</p> <p>(1) 特別会計 = 政府管掌健康保険 + 日雇健康保険(印紙収入 + 現金収納額) + 厚生年金 + 国民年金 + 労災保険 + 雇用保険 + 船員保険</p> <p>(2) 国民健康保険 = 国民健康保険 + 国民健康保険組合</p> <p>(3) 共済組合 = + + + 国家公務員共済組合(府分負担金、掛金) = 国家公務員共済組合(全国負担金、掛金) × 職員数対全国比 地方公務員共済組合 = ア + イ + ウ + エ ア 地方職員共済組合(負担金、掛金) イ 市町村職員共済組合(負担金、掛金、長期のみ) ウ 公立学校共済組合(負担金、掛金) エ 警察共済組合(負担金、掛金) 公共企業体職員共済組合 = ア + イ + ウ(9年度から厚生年金に吸収) ア 日本鉄道共済組合(府分負担金、掛金) イ 日本たばこ産業分(府分負担金、掛金) ウ N T T 分(府分負担金、掛金) その他 = ア + イ + ウ + エ + オ ア 私立学校振興・共済事業団(負担金、掛金) イ 農林漁業団体職員共済組合(負担金、掛金、長期のみ) ウ 地方職員共済組合団体共済部(負担金、掛金、長期のみ) = 全国負担金、掛金 × 職員数対全国比 エ 都道府県議会議員共済会(負担金、掛金、長期のみ) オ 市町村議会議員共済会(負担金、掛金、長期のみ)</p> <p>(4) 組合管掌健康保険 保険料(大阪府分) = 保険料(全国分) × 被保険者数対全国比 雇用者負担分(大阪府) = 保険料(大阪府分) × 保険料被保険者負担割合 雇主負担分(大阪府) = 保険料(大阪府分) × 保険料事業主負担割合</p> <p>(5) 児童手当 = 厚生年金保険関係 + 船員保険関係 + (ア) (ア) 共済組合関係 = 農林漁業団体職員共済組合 + 私立学校共済組合 + 地方職員共済組合団体共済部</p> <p>(6) 基金 = + 農業者年金基金(府分負担金) = 農業者年金基金(全国負担金) × 職員数の対全国比 災害補償基金 = 消防団員等公務災害補償等共済基金 + 地方公務員災害補償基金</p> <p>(7) 介護保険 = 介護保険料</p> <p>(8) 年金基金 = 年金基金(厚生年金基金・同連合会、石炭鉱業年金基金、適格退職年金、勤労者退職金共済機構、中小企業総合事業団、小規模企業共済勘定、国民年金基金・同連合会) × 対全国比</p>	<p>府内府町村決算の状況 (自治大阪) 財政状況調査(府統計課) 教育調査紀要 (府教育委員会) 学校基本調査(統計課) 児童手当事業年報 (厚生労働省) 関係指標 直接照会</p>

項 目	推 計 方 法	資 料 名 ・ 照 会 先
(2)社会 保 障 負 担 (府 民 負 担 額)	所得支出勘定の家計の支払となる府民負担額は、府内徴収済額を内民転換して算出する	
(3)社会 保 障 給 付 (府 内 給 付 額)	<p>社会保障給付 = (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9)</p> <p>(1) 特別会計 = 政府管掌健康保険(現物給付) + 日雇健康保険(現物給付) + ア + イ + 労災保険(現金給付) + 雇用保険(現金給付) + 船員保険(年金、失業給付は現金給付、疾病は現物給付)</p> <p>ア厚生年金(現金給付)</p> <p>イ国民年金(現金給付) = 福祉年金(老齢基礎、障害基礎、老齢福祉) + 拠出年金(障害・母子 + 老齢 + 死亡一時金)</p> <p>(2)国民健康保険(現物給付) = 国民健康保険 + 国民健康保険組合</p> <p>(3)老人保健医療給付費(現物給付)</p> <p>(4)共済組合(短期は現物給付、長期は現金給付) = + + +</p> <p>国家公務員共済組合(府分長期短期給付)</p> <p>= 国家公務員共済組合(全国長期短期給付) × 職員数対全国比</p> <p>地方公務員共済組合 = ア + イ + ウ + エ</p> <p>ア地方職員共済組合(短期・長期給付額)</p> <p>イ市町村職員共済組合(給付額、長期のみ)</p> <p>ウ公立学校共済組合(短期・長期給付額)</p> <p>エ警察共済組合(短期・長期給付額)</p> <p>公共企業体職員共済組合 = ア + イ + ウ (9年度から厚生年金に吸収)</p> <p>ア日本鉄道共済組合(府分給付金)</p> <p>= 日本鉄道共済組合(全国給付金長期のみ) × 組合員数対全国比</p> <p>イ日本たばこ産業分(府分給付金)</p> <p>= 日本たばこ産業分(全国給付金長期のみ) × 職員数対全国比</p> <p>ウNTT分(府分給付金) = NTT分(全国給付金長期のみ) × 職員数対全国比</p> <p>その他 = ア + イ + ウ + エ + オ</p> <p>ア私立学校振興・共済事業団(給付金、短期・長期)</p> <p>イ農林漁業団体職員共済組合(給付金、長期のみ)</p> <p>ウ地方職員共済組合団体共済部(給付金、長期のみ)</p> <p>エ都道府県議会議員共済会(給付金、長期のみ)</p> <p>オ市町村議会議員共済会(給付金、長期のみ)</p> <p>(5)組合管掌健康保険(現物給付)</p> <p>保険給付費(大阪分) = 保険給付費(全国分) × 被保険者数対全国比</p> <p>(6)児童手当(現金給付) = 市町村給付分 +</p> <p>公務員分 = 国家公務員分 + 地方公務員(府)分 + 地方公務員(市町村)分</p> <p>(7)基金(現金給付) = +</p> <p>農業者年金基金(府分給付金) = 農業者年金基金(全国給付金) × 職員数の対全国比</p> <p>災害補償基金 = 消防団員等公務災害補償等共済基金 + 地方公務員災害補償基金</p> <p>(8)介護保険(現物給付) = 生産系列で推計した額を計上</p> <p>(9)年金基金 = 年金基金(厚生年金基金・同連合会、石炭鉱業年金基金、適格退職年金、勤労者退職金共済機構、中小企業総合事業団・小規模企業共済勘定、国民年金基金・同連合会) × 加入者数対全国比</p> <p>所得支出勘定の家計の受取となる府民受取額は、府内給付額を内民転換して算出する</p>	